

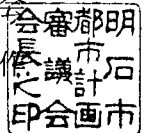
明 都 審 第 1 号

平成29年（2017年）8月29日

明石市長 泉 房 穂 様

明石市都市計画審議会

会長 安田 丑 作



建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の  
敷地の位置について（答申）

平成29年8月17日付明都諮第1号で諮問のありましたみだしのことについては、平成29年8月29日開催の明石市都市計画審議会において審議の結果、原案のとおりで異存はありませんので、この旨答申します。